

岐阜市産業廃棄物不法投棄問題に係る  
情報公開検討委員会報告書

平成16年7月29日

岐阜市産業廃棄物不法投棄問題に係る  
情報公開検討委員会

## 報 告 書

- 1 産業廃棄物処理業者(株)善商が岐阜市椿洞の山林に産業廃棄物を不法に埋め立てた事案について、本市は、市民の不安を解消するため、(1)迅速な処理、(2)情報公開の徹底、(3)行政と市民との協働による対応を基本原則として対処している。

とりわけ情報の公開は、行政の信頼を得るためにも最も重要なこととして、地元説明会の開催、場内、場外の環境調査の結果公表、そして実態調査委員会による調査結果の公表などとともに、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部のホームページを立ち上げ、それぞれの時点での経過報告等を市民に対し積極的に公表してきたところである。

- 2 しかしながら、本事案が市民生活に多大な影響を及ぼす問題であり、地域住民の安心安全の確保、再発防止、そして市民に対する行政の説明責任を果たすという要請を重く受け止めたうえで、岐阜市情報公開条例(以下「条例」という。)を適用する場合の具体的な基準を、あらかじめ明確に定めておく必要があること、さらに産業廃棄物行政は岐阜市のみの問題ではなく県内での統一的な対応をする必要があり、県の情報公開との整合性などについて検討する必要があること、等々の観点から、「岐阜市産業廃棄物不法投棄問題に係る情報公開検討委員会」を設置し、  
ア 事案に係る情報公開基準に関すること  
イ 事案に係る情報公開請求に対する対応  
などを検討することとなった。

本委員会は、7月2日に第1回委員会を開会し、委員長には小野崎助役、副委員長には行政管理部長を指名して、7月29日まで4回の委員会を開会し、鋭意、協議検討を行った。

その概要を以下のとおり報告する。

### 3 情報公開への対応

#### ア 事案に係る情報公開基準に関すること

具体的な検討を進めるにあたっては、産廃問題に係る公開対象文書を

- (1) 行政処分関連文書
- (2) 措置命令等行政処分に対する相手方からの回答文書
- (3) 行政指導関連文書
- (4) 公共工事に係るマニフェスト

の4つに分類し、それぞれについて

善商の椿洞に関する情報

善商の椿洞以外に関する情報

産業廃棄物全般に関する情報

の3つの区分により検討し、それぞれについて以下の結論を集約した。

(別紙「産業廃棄物不法投棄問題に係る情報公開基準について」参照)

#### ・従来の公開基準

善商の椿洞に関する情報については、条例第6条第1項第3号の法人に係る情報に該当し、非公開情報となるものが多数であるところ、今回の事案は警察において捜査に着手されたこと、産業廃棄物の不法投棄が確認されたこと、そして地域住民をはじめ市民に多大の不安を与えている事態に鑑み、公開することが公益上必要であると認め、条例第6条の2の規定を適用して、それらを公開としてきた。

善商の椿洞以外に関する情報については、違法性が確認されたものではないため、条例の原則に則り、条例第6条第1項第3号の法人に係る情報に該当するものについては、一部非公開としてきた。

産業廃棄物全般に関する情報についても、条例の原則に則り、条例第6条第1項第3号の法人に係る情報に該当するものについては、一部非公開としてきた。

#### ・新しい公開基準

(基本方針)

今回の事案の重大性に鑑み、これらに係る情報は、条例が掲げる「市民の知る権利を十分に尊重する」との目的に則るとともに、行政の透明性を確保するため、条例第5条の2(公文書の開示義務)の規定により原則公開とする。

また、条例第6条第1項第3号ただし書及び条例第6条の2の規定を適用するなどして、できる限り公開の方向で対応することを基本方針とする。

### (1) 行政処分関連文書

許可の取消し、措置命令などの行政処分を実施したという事実は、違法性等を認定したものであり、条例第6条第1項第3号の規定を適用せず、上記のすべてについて、文書の開示義務を定めた条例第5条の2の規定により公開することとする。

ただし、行政処分の決定に至るまでの間は、条例第6条第1項第4号の「市の機関内部又は機関相互間などの審議、検討等の意思決定過程における情報であって、公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」、あるいは「市の機関が行う事務又は事業の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかなもの」に該当するため、決定までの間は非公開とする。

なお、改善命令などの行政処分については、許可の取消しなどの行政処分と異なり、適正な状態に回復される可能性があり、処分内容などの情報は公開するものの、行為者の名称及び特定される所在地番については、条例第6条第1項第3号の規定により一部非公開とする。

ただし、履行期限が経過するなど改善命令違反が明確となった場合は、条例第5条の2の規定により公開するものとする。

### (2) 措置命令等行政処分に対する相手方からの回答文書

措置命令等行政処分に対する相手方からの回答文書や処理計画書などの文書についても(1)行政処分関連文書と同一基準とするものとする。

### (3) 行政指導関連文書

行政処分に至らないまでも、改善指導など種々の行政指導を発する場合がある。これらの行政指導関連文書の

については、条例第6条第1項第3号ただし書の規定を適用して公開するものとする。

については、法人に係る情報であり、非公開文書とも考えられるが、今回の事案に極めて関連するものであり、地域住民の不安を解消するためにも公益上必要であると認め、条例第6条の2の規定を適用し公開するものとする。

については、文書により勧告等の指導をした場合、指導内容などの情報は公開するものの、行為者の名称及び特定される所在地番については、条例第6条第1項第3号の規定により一部非公開とする。

ただし、同一の事案について、措置命令等行政処分が出された場合については、行政指導関連文書については条例第6条第1項第3号ただし書の規定により公開するものとする。

